

## 土地の先買い等について(お知らせ)

令和6年12月13日に、小金井都市計画第一種市街地再開発事業 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行いました。

このたび、当都市計画の決定を受け、都市計画法第57条による土地の先買い等の公告を令和6年12月18日に行いました。

土地の先買い等の内容につきましては、下記のとおりです。ご不明な点等がございましたら、担当課までご連絡ください。

### 記

#### 1 届出が必要な期間

令和6年12月29日以降に行われる土地の有償譲渡

#### 2 届出が必要な土地

小金井都市計画第一種市街地再開発事業 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業の施行区域内にある土地

#### 3 届出が必要な者

2の土地を有償で譲り渡そうとする者(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除きます。)

#### 4 届出事項（別紙「土地有償譲渡届出書」に次の必要事項を記入して提出してください。）

- (1) 有償で譲り渡そうとする土地
- (2) その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額）
- (3) 譲り渡そうとする相手方
- (4) 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- (5) 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所

#### 5 届出書の提出先

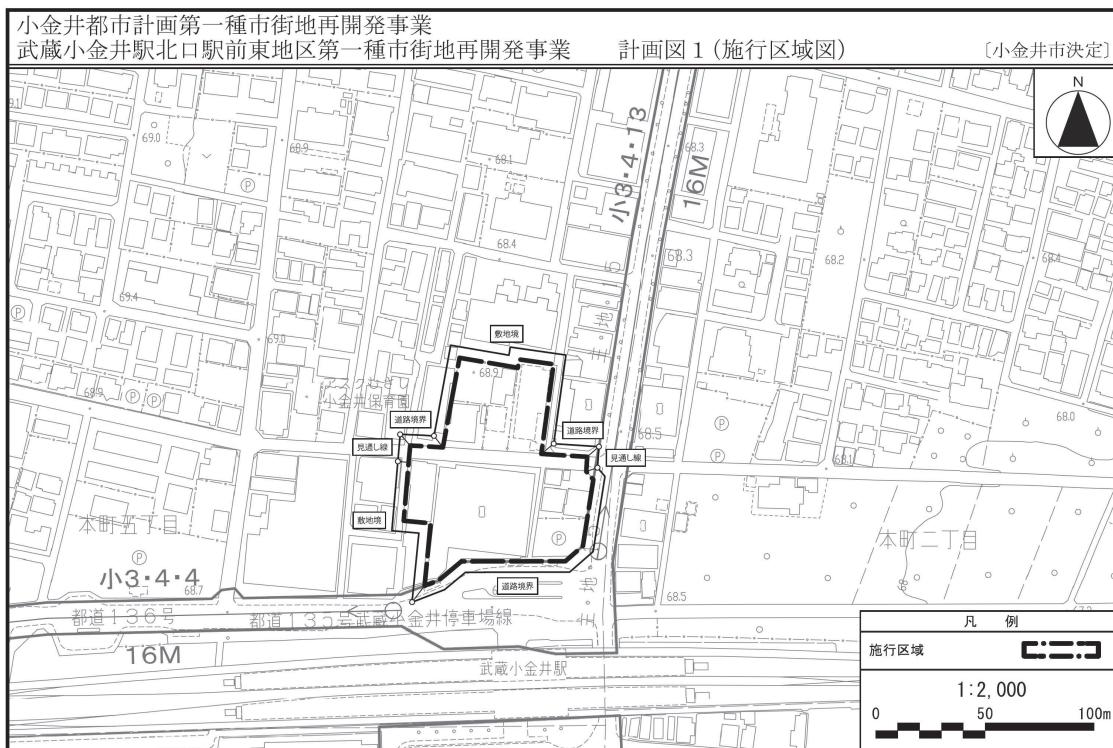
提出先は小金井市都市整備部まちづくり推進課となります。

#### 6 届出以降の流れ

- (1) 届出があった後30日以内に小金井市長が届出をした者に対し、届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、小金井市と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。

(2) 届出をした者は、届出後30日間は、その土地を譲り渡すことができません。なお、届出後30日以内に小金井市長から届出に係る土地を買い取らない旨の通知があったときは、その時まで土地を譲り渡すことができません。

## 7 施行区域図



## 8 その他

土地有償譲渡に係る届出のほか、当該再開発事業に係る都市計画決定後、前示の施行区域内で一定の建築物を建築しようとする者は、小金井市長の許可を受ける必要があります。詳しくは、小金井市都市整備部都市計画課までご連絡ください。

## 9 問合せ先

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市都市整備部まちづくり推進課

電話 042-387-9862

FAX 042-387-2331

E-mail s060899@koganei-shi.jp

小金井市都市整備部都市計画課

電話 042-387-9859

FAX 042-386-2619

E-mail s060199@koganei-shi.jp